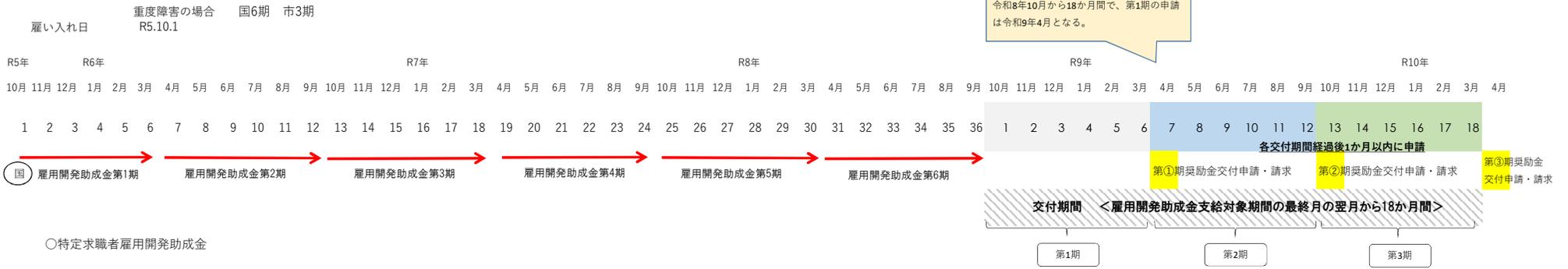


# 伊丹市障害者雇用奨励金の要綱改正について 重度障害の場合

## 現行



## 改正後



○特定求職者雇用開発助成金

支給対象期の起算日は、雇い入れ日の直近の賃金締切の翌日。ただし、賃金締切日が不定の場合は雇い入れ日とする。

## 特定求職者雇用開発助成金の仕組み

### 【短時間労働者以外】

区分	助成額	助成対象期間
身体・知的障害者	120万円（50万円）	4期2年(2期1年)
重度障害者等(45歳以上の障害者、精神障害者含む)	240万円（100万円）	6期3年(3期1年6か月)

※（ ）内数字は中小企業以外

### 【短時間労働者】

区分	助成額	助成対象期間
障害者	80万円（30万円）	4期2年(2期1年)

※（ ）内数字は中小企業以外